

資料 1

「しらせ」後利用に関する検討委員会
(平成 21 年度第 1 回)

H21. 7. 9

南極地域観測統合推進本部

「しらせ」後利用に関する検討委員会名簿

委員長	野本 敏治	財団法人溶接接合工学振興会理事長
	大津 皓平	東京海洋大学先端科学技術研究センター 特任教授
	北川 弘光	元北海道大学大学院工学研究科教授
	小堀 信幸	財団法人日本海事科学振興財団 船の科学館学芸部長
	鈴木 清	鈴木公認会計士事務所
	田中 豊	エムエイチアイマリンエンジニアリング 株式会社顧問
	富田 康光	京都職業能力開発短期大学校長
	内藤 靖彦	国立極地研究所名誉教授
	堀 由紀子	株式会社江ノ島マリンコーポレーション 代表取締役会長

資料 2

「しらせ」後利用に関する検討委員会

(平成 21 年度第 1 回)

H21. 7. 9

南極地域観測統合推進本部

「しらせ」後利用に関する検討委員会の設置について

平成 21 年 6 月 19 日

南極地域観測統合推進本部決定

1. 趣 旨

平成 20 年度に退役した先代「しらせ」の後利用に関する検討を行うため、南極地域観測統合推進本部（以下「南極本部」という。）に「しらせ」後利用に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2. 任 務

委員会は、先代「しらせ」の後利用に関し、以下の検討を行う。

- (1) 「しらせ」後利用に係る公募要領の検討
- (2) 「しらせ」利用計画に関する審査項目の検討
- (3) 「しらせ」利用計画に関する審査
- (4) その他「しらせ」の後利用に関し必要な事項に係る検討

3. 設置期間

設置の日から平成 22 年 3 月末日までとする。

4. 構 成

- (1) 委員会は、学識経験を有する者をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、南極本部総会の議を経て決定する。
- (3) 委員は、委員長が選任する。

5. その他

- (1) 委員会は、必要がある時は、専門的事項等について他の学識経験者の協力を得ること及び参考人の意見を聴取することができる。
- (2) 委員会の会議及び会議資料は、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を除き、公開とする。
- (3) 委員長は委員会の会議の議事概要を作成し、委員の了承を経てこれを公開する。
- (4) その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

資料 3

「しらせ」後利用に関する検討委員会
(平成21年度第1回)

H21. 7. 9

先代「しらせ」の後利用に係る再公募について

1. 先代「しらせ」後利用検討の経緯

- 平成20年4月から5月にかけて、一般公募の結果、企業等7者が応募（うち3者が後日取下げ）。同年7月、「しらせ」後利用に関する検討委員会を設置。企業等4者に後利用計画の提出を要請。提出された後利用計画について検討委員会で評価（ヒアリング、現地調査を含む）。
- 同年10月、いずれの提案も、初期費用、安全性の確保等の観点から採択に至らず、「しらせ」の後利用は断念せざるを得ないと判断。「しらせ」の解体条件付き払下げ、船体部品の一部のメモリアル保存を決定。

2. 解体条件付き払い下げ決定後の状況

- 南極関係者のみならず一般からも、保存を求める要請が最近も寄せられている状況。
- 昨夏以降鉄スクラップ市場価格が下落し、現在も市場価格が低迷していることにより、防衛省での解体条件付きの払い下げには至っていない状況。
- 市場価格の下落を背景に、前回検討時と比較すると廉価な払下げ価格となる場合も考えられることから、新たな提案が出てくる可能性が高いと見込まれること。

3. 後利用に係る対応

- 出来る限り先代「しらせ」の後利用の可能性を追求したいことから、再度後利用に係る公募を行うこととし、改めて「しらせ」後利用に関する検討委員会を設置し手続きを開始。

4. スケジュール

- 6月19日 南極地域観測統合推進本部総会において再公募を決定
- 7月初旬まで 後利用検討委員会(公募要領案の決定)
- 7月中旬 公募開始
- 9月中旬 公募締切り
- 10月下旬まで 後利用検討委員会(審査及び結果取りまとめ)
- 11月初旬 南極地域観測統合推進本部総会(後利用決定)
- 12月まで 売払い契約(防衛省)
- 翌年3月まで 引渡し

資料 4

「しらせ」後利用に関する検討委員会
(平成21年度第1回)
H21. 7. 9

先代「しらせ」の後利用に関する公募要領 (案)

南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)では、先代「しらせ」の後利用に関する公募を行います。後利用を計画される方は、以下の要領に基づき、利用計画書を作成の上、期限までに提出願います。

1. 利用計画書作成に当たって考慮すべき事項

- (1) 利用計画書を作成するに当たっては、以下の事項を十分に考慮してください。
 - ① 「しらせ」の売払いに関する国側の条件〔別紙1〕
 - ② 「しらせ」の性能等(特に「2「しらせ」引渡し時の状況」)〔別紙2〕
- (2) その他、「しらせ」の状況等に関することは、支障のない範囲で防衛省が提供します。(必要に応じて、以下7.(2)に確認願います。)

2. 利用計画書の内容

- (1) 利用計画書は、別紙3の項目に関し、別紙4の様式に従って作成してください。
- (2) 用紙はA4版としてください。
- (3) 利用計画書の作成に当たっては、以下の事項に留意してください。
 - ① 利用計画は、文書により具体的かつ詳細に記述する。
 - ② 全て日本語で作成し、ページ番号を付す。
 - ③ 文書を補完するため、適宜イメージ図・イラスト等を活用する。
 - ④ 文字は注記等を除き、原則として10ポイント程度以上の大きさとする。
 - ⑤ 片面印刷とする。
 - ⑥ 多色刷りは可とする。

3. 公募期間

平成21年7月 日()～平成21年9月 日()

4. 利用計画書の提出

- (1) 利用計画書は、当該計画に責任を持つ団体等の責任者名をもって作成・提出してください。
- (2) 提出先
文部科学省研究開発局海洋地球課極域研究振興係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
- (3) 提出期限
平成21年9月 日() 18時15分〔必着〕

(4) 提出方法及び提出部数

上記(3)の提出期限までに持参又は郵送により3部(正1部、副(複写)2部)提出
いただくとともに、併せて電子データを記録したCD-R(W)1枚を提出してくださ
い。

5. 審査及びヒアリング等

- (1) 提出された利用計画書の審査は、南極地域観測統合推進本部の下に設けられた「しらせ」後利用に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)が行います。
- (2) 提出された利用計画書に基づき、検討委員会においてヒアリング及び必要に応じて現地調査を実施します。詳細な日時等は、利用計画書提出後連絡します。
- (3) 審査結果は、利用計画書の提出者あて書面により通知します。

6. その他の留意点

- (1) 利用計画書の提出締切り後、別紙5に基づき、申請者名、申請者の所在地(都道府県名及び市町村名)、利用目的・方法の概要を公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (2) 提出された利用計画書は、「しらせ」後利用の検討以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出された利用計画書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等関係規定に基づき公開することがあります。
- (4) 提出された利用計画書は、「しらせ」後利用の検討のために、又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (5) 利用計画書の提出後、補足・追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 利用計画書に不実、虚偽の記載をした場合は、当該利用計画書を無効とし、審査の対象から除外します。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 利用計画書の作成のために、文部科学省、又は防衛省において作成・提供された資料は、両省の了解なく公表、使用できません。

7. 本件に関する問い合わせ先

- (1) 文部科学省研究開発局海洋地球課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
電 話 03-5253-4111 (内線4144)
FAX 03-6734-4147
- (2) 防衛省経理装備局艦船武器課
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
電 話 03-3268-3111 (内線21012)
FAX 03-5229-2139

「しらせ」の売払いに関する国側の条件

「しらせ」の売払いに関する国側の条件は以下のとおり

- 1 時価売払いとする。
- 2 提出された利用計画書における「利用目的・方法」に基づき用途指定する。（「利用目的・方法」は、南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮したものであること。）
- 3 日本国内で利用すること。
- 4 第三者への転売は行わないこと。
- 5 売払い契約の締結時期は平成21年12月までを期限として希望する。
- 6 契約締結後平成22年3月末までに引取ること。なお、引渡しの場所は横須賀港を予定している。
- 7 引取りに要する曳航費等の経費は売払いを受ける者の負担とする。
- 8 搭載機器類やその構成部品等のうち、昨年、メモリアル品としての保存活用が決定され既に取り外された部品等のほか、海上自衛隊の他の艦艇での活用等を目的に取り外された一部機器等については、売払いの対象としない。

「しらせ」の性能等

1 財産台帳記載事項

(1) 口座名：海上自衛隊横須賀地方総監部

(2) 所在地：神奈川県横須賀市西逸見町

(3) 区分、種目、数量等

区分	種目	用途、名称	構造、寸法、性能	数量
船舶	艦船	砕氷艦 しらせ	船体材料：鋼 長さ：134メートル 幅：28メートル 深さ：14.5メートル 速力：19ノット 主機の種類、型式及び定格出力： 12V42M型ディーゼル交流発電機関×6 基 直流電動機推進 30,000HP 3軸	1隻 11,600トン (基準排水量)

(4) 進水、竣工及び除籍年月

進水年月：昭和56年12月

竣工年月：昭和57年11月

除籍年月：平成20年7月

2 「しらせ」引渡し時の状況

- (1) 全 般： 「しらせ」は、昭和58年以降24回にわたり南極地域観測の輸送支援を行ってきている。この間の総日数3,652日、総行程523,662マイル、南極圏におけるチャージング33,959回であり、また、昨年7月以降、保守整備は実施しておらず、係留したままの状態であることから、船全体の老朽はかなり進行しており、現実的に航行はできない状態である。
- (2) 船体関係：○船尾管構造
- ・船尾管構造内で腐食が進行しており、今後、更に腐食が進行し、破口に至った場合、浸水やビルジの漏洩が生じるおそれがある。
- 船体縦強度部材、船側肋骨及び船底外板
- ・船体縦強度部材、船側肋骨及び船底外板は、累積疲労、凹損等が生じており、強度不足となっている。更に変形、腐食の進行が予測される。
- (3) 機関、電気関係： 主発電機用原動機の老朽化、特に推進用電動機は、老朽化による絶縁低下が進んでいる。
- (4) 取り外し機器等： 昨年、メモリアル品としての保存活用が決定された部品等のほか、海上自衛隊の他の艦艇での活用等を目的に一部機器等が取り外されている。別途資料を提供いたしますので、お問い合わせください。

「しらせ」利用計画書の項目

- ※ 各項目については、具体的かつ詳細に記述してください。なお、利用計画書の様式は、別に示します。
- ※ 利用計画書の記述に当たっては、各項目毎の注意事項に十分留意してください。
- ※ 審査の際の視点として考えられるものを参考までに例示します。(あくまで利用計画書作成上の参考として示すものであり、実際の審査においては、異なる場合があります。)

1. 利用目的・方法について

(1) 利用目的

- ・ 「しらせ」を利用して何を指すのかなどについて具体的に記述すること。
- ・ 南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。

(2) 利用方法

- ・ (1)の利用目的を踏まえて「しらせ」を実際どのように活用するのかについて具体的に記述すること。
- ・ 複数の利用方法を組み合わせる場合は、それぞれに見出しを付すなど、わかりやすい記述となるよう工夫すること。
- ・ 南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。

<審査における視点例>

- ・ 利用目的は「しらせ」の売払いに関する国側の条件等に照らして適切か。南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されたものとなっているか。
- ・ 利用方法は利用目的に照らして適切かつ効果的か。南極観測に関する国民理解の増進に資する利用方法となっているか。一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮されたものとなっているか。
- ・ 利用方法は現実性のあるものとなっているか。

2. 設置場所・方法について

(1) 設置場所

○ 係留場所又は定置場所

- ・ 係留場所又は定置場所の検討に当たっては、法令（特に消防法）や別紙2で示した「しらせ」の性能等を十分考慮すること。
- ・ 係留場所又は定置場所の地図及び具体的な岸壁の図面等を添付すること。

○ 上記場所の水深及び浚渫の必要性

(2) 設置方法

○ 浮上係留、船底固定係留、陸揚げ定置等の別及びその具体的な方法

- ・ 設置の具体的な方法に関する図面（岸壁との関係を含む）を添付すること。
- ・ 岸壁の整備等が必要な場合は、その方法等についても具体的に記述すること。

○ 台風、高潮、地震、津波等への安全対策

- ・ 安全対策の検討に当たっては、別紙2で示した「しらせ」の性能等を十分考慮すること。

(3) 上下水道、電力の供給方法

- ・ 岸壁等の施設整備を含め検討すること。

(4) 設置場所管轄官庁（都道府県、海上保安庁等）の許可承認の見通し

(5) 地元漁業共同組合との調整状況

<審査における視点例>

- ・ 設置場所、設置方法等は法令や「しらせ」の性能等に鑑み適切であるか。
- ・ 十分な安全上の対策が取られているか。
- ・ 上下水道・電力の供給方法は適切であるか。
- ・ 設置場所管轄官庁、漁業共同組合との調整等に問題はないか。

3. えい航について

(1) 引き渡し場所（横須賀港予定）から設置場所までのえい航方法・計画

<審査における視点例>

- ・ えい航方法・計画は適切であるか。

4. 船舶修理・船内改造について

(1) 船内各部分の使用方法、修理・改造計画

- ・ 1. の使用方法に則して、船内のどの部分をどのように使用するために、どのような修理・改造を行うのか、具体的に記述すること。
- ・ 具体的な修理・改造計画に関する法令上の適用関係（関係規定及び適用範囲ならびにそれらに関する見解）について併せて記述すること。
- ・ 歴代観測船の修理・改造の実績（例えば「ふじ」の場合は、軸・プロペラ撤去、階段設置、展示用工事など約5億円）を踏まえ、現実的な計画を検討すること。

(2) 建築基準法、消防法及びいわゆるバリアフリー法の適用による(1)以外の改造計画

- ・ 例えば、公開区画、廊下、階段、天井、防火シャッター、上下船設備、給電システム、環境保護要項等の整備等に関する具体的な対応について、法令上の適用関係とともに記述すること。

(3) 法令上の要請以外の船舶修理・船内改造等

- ・ 「しらせ」の長期にわたる安全な利用、乗船者の安全面の確保等の観点から実施する修理・改造計画について記述すること。

<審査における視点例>

- ・ 船内各部分に関する使用方法に則した船舶修理・船内改造計画は適切かつ実行可能なものであるか。
- ・ 船舶修理・船内改造計画等と関係法令との対応関係に問題はないか。
- ・ 「しらせ」を長期にわたって安全に利用するための配慮がなされているか。

5. 管理運営について

(1) 直営・委託の別

(2) 管理運営組織、人員等

- ・ (1) に基づき、どのような管理主体が、どのような組織で、また何人のスタッフが管理運営に当たるのか、具体的に記述すること。なお、1. の利用目的・方法に基づく事業規模等を十分考慮すること。
- ・ 管理運営のための法人設立を検討している場合は、設立までのスケジュール等についても記述すること。

(3) 維持管理計画

- ・ 日常の保守整備、定期修繕等、維持管理に係る方針・計画について記述すること。

(4) 安全面・環境面への配慮・取組

- ・ 管理・防災マニュアルの整備、事故への対応、周辺環境への配慮等、安全面・環境面に関する対応等について記述すること。

<審査における視点例>

- ・ 管理運営方法等は事業規模等に照らして適切か。
- ・ 保守・修繕等の維持管理に係る方針・計画は適切か。
- ・ 安全面・環境面への配慮は十分になされているか。

6. 資金計画について

(1) 「しらせ」購入予定額

- ・ 「しらせ」船体の購入予定額を記述すること。
- ・ 国の売払い価格は、別紙2にあるとおり契約時の時価となる。同価格は事前公表できない。また、売払いに係る国の予定価格は、事前事後とも公表できない。
- ・ 「しらせ」購入予定額は本項目の他、8. の資金計画書にも記載すること。

(2) 「しらせ」引取り後の当面の経費見積額

- ・ (1)を除いて、「しらせ」引取り後、供用開始までに必要な経費について、1.～4.を踏まえ、経費種別（例えば、えい航費、浚渫費、係留費、岸壁等整備費、修理・改造費、展示施設等整備費、什器等購入費など）毎に記述すること。
- ・ それぞれの経費に関する内訳など、当該経費の妥当性を確認できる資料を添付すること。
- ・ 経費見積額は本項目の他、8. の資金計画書にも記載すること。

(3) (2)の見積りを大幅に超過するなど不測の事態が生じた場合の対応

(4) (1)、(2)及び(3)に係る資金の調達方法及び調達時期

- ・ 自己資金による対応か、あるいは(一部)借入れ予定か、また、借入れの場合どのような時期にどのようなところから行うのか等、資金調達の詳細について記述すること。

<審査における視点例>

- ・ 「しらせ」購入予定額を含む当面の経費見積りは、係留や船舶修理等の内容に照らして、十分検討されているか。
- ・ 不測の事態への対応方針は現実的であるか。
- ・ 資金調達方法・時期に懸念はないか。

7. 供用開始後の事業収支計画（見込み）について

(1) 収入計画

- ・ 1. を踏まえた供用開始後10年間の収入計画を作成すること。
- ・ 収入計画は、個別の収入科目別内訳毎に、8. の資金計画書に記載すること。

(2) 支出計画

- ・ 1. ～5. を踏まえた供用開始後10年間の支出計画を作成すること。
- ・ 支出計画は、個別（例えば、人件費、事業費、維持管理費、広報費の類など）の支出科目毎に、8. の資金計画書に記載すること。

8. 資金計画書について

(1) 「しらせ」購入後供用開始まで及び供用開始後10年間の資金計画書

- ・ 収入については、「しらせ」購入費に充てる資金、供用開始まで及び供用開始後の収入に関し、例えば、自己資金、借入金、寄附金、入場料収入等の収入科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・ 支出については、「しらせ」購入から供用開始までの支出に関し、例えば、「しらせ」購入費、係留費、艦船修理費・改造費等、また供用開始後の支出に関し、例えば、人件費、事業費、委託費、維持管理費、借入償還費等の支出科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・ それぞれの科目に係る見込額については、その積算の根拠となる資料を添付すること。
- ・ 供用開始後10年間の資金計画は、3年毎に区分しつつ作成すること。
- ・ 収入及び支出の科目名は、前述の例示にかかわらず、運営の特質等に合わせて適宜設定すること。

<審査における視点例>

- ・ 収入及び支出の各科目は事業計画等に則して適切に設定されているか。
- ・ 各年度の収入及び支出に係る個別の見込額は、根拠性のあるものとなっているか。
- ・ 資金計画は、現実的かつバランスが取れているか。

9. 係留場所又は定置場所に係る環境条件について

(1) 係留場所又は定置場所までのアクセス

- ・ 公共交通機関の最寄り駅からのアクセス方法・時間、車におけるアクセスルート等

(2) 近隣における各種施設の整備状況ならびにこれら施設との連携の可能性

- ・ 博物館や資料館、商業施設、公園等の各種施設が近隣にどの程度整備されており、集客上、それらとの相乗効果がどの程度期待できるかについて記述すること。
- ・ これら各種施設との連携の可能性について記述すること。

<審査における視点例>

- ・ 係留場所又は定置場所として一般からのアクセスがどの程度容易であるか。
- ・ 近隣施設との相乗効果で集客がどの程度期待できるか。
- ・ 近隣に各種施設の連携はどの程度期待できるか。

10. 引取りから供用開始までのスケジュールについて

(1) 引取り予定年月日

- ・ 平成22年3月末までの予定日を記述すること。

(2) 改造工事時期

(3) その他所要計画時期

(4) 供用開始予定年月

- ・ 原則として、売払い契約締結後2年以内の期日を検討し、記載すること。

<審査における視点例>

- ・ 別紙1で示した「しらせ」の売払いに関する国側の条件に合致するか。

11. 本計画の提出者について

(1) 提出責任者名、連絡担当者、連絡先等

- ・ 必ず連絡の取れる者を記載すること。
- ・ 連絡先には電話番号、ファックス番号のほか、電子メールのアドレスを記載すること。

(2) 連携協力する者

- ・ 連携協力する者がある場合は、全ての関係者に関する(1)に係る事項を記載すること。

「しらせ」利用計画書（様式）

本計画の提出団体名

- ※ 各項目に係るフレームの大きさは、それぞれの記述に合わせ、適宜調整してください。
- ※ 添付資料、補足資料等については、本文中にその旨を明示するなど、本文との関係を明らかにした上で、本計画書の末尾に追加してください。

1. 利用目的・方法について

(1) 利用目的

- ・ 「しらせ」を利用して何を指すのかなどについて具体的に記述すること。
- ・ 南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。

(2) 利用方法

- ・ (1) の利用目的を踏まえて「しらせ」を実際どのように活用するのかについて具体的に記述すること。
- ・ 複数の利用方法を組み合わせる場合は、それぞれに見出しを付すなど、わかりやすい記述となるよう工夫すること。
- ・ 南極観測に関する国民理解の増進とともに、一般に開かれた利用を前提とした公益性にも配慮すること。

2. 設置場所・方法について

(1) 設置場所

- 係留場所又は定置場所
- 上記場所の水深及び浚渫の必要性

- ・ 係留場所又は定置場所の検討に当たっては、法令（特に消防法）や別紙2で示した「しらせ」の性能等を十分考慮すること。
- ・ 係留場所又は定置場所の地図及び具体的な岸壁の図面等を添付すること。

(2) 設置方法

- 浮上係留、船底固定係留、陸揚げ定置等の別及びその具体的な方法
- 台風、高潮、地震、津波等への安全対策

- ・ 設置の具体的な方法に関する図面（岸壁との関係を含む）を添付すること。
- ・ 岸壁の整備等が必要な場合は、その方法等についても具体的に記述すること。
- ・ 安全対策の検討に当たっては、別紙2で示した「しらせ」の性能等を十分考慮すること。

(3) 上下水道、電力の供給方法

〔 ・ 岸壁等の施設整備を含め検討すること。 〕

(4) 設置場所管轄官庁（都道府県、海上保安庁長等）の許可承認の見通し

(5) 地元漁業共同組合との調整状況

3. えい航について

(1) 引き渡し場所（横須賀港予定）から設置場所までのえい航方法・計画



4. 船舶修理・船内改造について

(1) 船内各部分の使用方法、修理・改造計画

- ・ 1. の使用方法に則して、船内のどの部分をどのように使用するために、どのような修理・改造を行うのか、具体的に記述すること。
- ・ 具体的な修理・改造計画に関する法令上の適用関係（関係規定及び適用範囲ならびにそれらに関する見解）について併せて記述すること。
- ・ 歴代観測船の修理・改造の実績（例えば「ふじ」の場合は、軸・プロペラ撤去、階段設置、展示用工事など約5億円）を踏まえ、現実的な計画を検討すること。

(2) 建築基準法、消防法及びいわゆるバリアフリー法の適用による(1)以外の改造計画

- ・例えば、公開区画、廊下、階段、天井、防火シャッター、上下船設備、給電システム、環境保護要項等の整備等に関する具体的な対応について、法令上の適用関係とともに記述すること。

(3) (法令上の要請以外の船舶修理・船内改造等

- ・「しらせ」の長期にわたる安全な利用、乗船者の安全面の確保等の観点から実施する修理・改造計画について記述すること。

5. 管理運営について

(1) 直営・委託の別

(2) 管理運営組織、人員等

- ・ (1) に基づき、どのような管理主体が、どのような組織で、また何人のスタッフが管理運営に当たるのか、具体的に記述すること。なお、1. の利用目的・方法に基づく事業規模等を十分考慮すること。
- ・ 管理運営のための法人設立を検討している場合は、設立までのスケジュール等についても記述すること。

(3) 維持管理計画

- ・ 日常の保守整備、定期修繕等、維持管理に係る方針・計画について記述すること。

(4) 安全面・環境面への配慮・取組

- ・管理・防災マニュアルの整備、事故への対応、周辺環境への配慮等、安全面・環境面に関する対応等について記述すること。

6. 資金計画について

(1) 「しらせ」購入予定額

(単位：百万円)

- ・「しらせ」船体の購入予定額を記述すること。
- ・国の売払い価格は、別紙2にあるとおり契約時の時価となる。同価格は事前公表できない。また、売払いに係る国の予定価格は、事前事後とも公表できない。
- ・「しらせ」購入予定額は本項目の他、8. の資金計画書にも記載すること。

(2) 「しらせ」引取り後の当面の経費見積額

(単位：百万円)

- ・ (1) を除いて、「しらせ」引取り後、供用開始までに必要な経費について
1. ～4. を踏まえ、経費種別（例えば、えい航費、浚渫費、係留費、岸壁等整備費、修理・改造費、展示施設等整備費、什器等購入費など）毎に記述すること。
- ・ それぞれの経費に関する内訳など、当該経費の妥当性を確認できる資料を添付すること。
- ・ 経費見積額は本項目の他、8. の資金計画書にも記載すること。

(3) (2) の見積りを大幅に超過するなど不測の事態が生じた場合の対応

(4) (1)、(2) 及び(3) に係る資金の調達方法及び調達時期

- ・ 自己資金による対応か、あるいは（一部）借入れ予定か、また、借入れの場合はどのような時期にどのようなところから行うのか等、資金調達の詳細について記述すること。

7. 供用開始後の事業収支計画（見込み）について

(1) 収入計画

- ・ 1. を踏まえた供用開始後10年間の収入計画を作成すること。
- ・ 収入計画は、個別の収入科目別内訳毎に、8. の資金計画書に記載すること。

(2) 支出計画

- ・ 1. ～ 5. を踏まえた供用開始後10年間の支出計画を作成すること。
- ・ 支出計画は、個別（例えば、人件費、事業費、維持管理費、広報費の類など）の支出科目毎に、8. の資金計画書に記載すること。

8. 資金計画書について

(1) 「しらせ」購入後供用開始まで及び供用開始後10年間の資金計画書

- ・収入については、「しらせ」購入費に充てる資金、供用開始まで及び供用開始後の収入に関し、例えば、自己資金、借入金、寄附金、入場料収入等の収入科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・支出については、「しらせ」購入から供用開始までの支出に関し、例えば、「しらせ」購入費、係留費、艦船修理費・改造費等、また供用開始後の支出に関し、例えば、人件費、事業費、委託費、維持管理費、借入償還費等の支出科目に沿ってもれなく記載すること。
- ・それぞれの科目に係る見込額については、その積算の根拠となる資料を添付すること。
- ・供用開始後10年間の資金計画は、3年毎に区分しつつ作成すること。
- ・収入及び支出の科目名は、前述の例示にかかわらず、運営の特質等に合わせて適宜設定すること。

(別添の「資金計画書」にご記入ください。)

9. 係留場所又は定置場所に係る環境条件について

(1) 係留場所又は定置場所までのアクセス

- ・公共交通機関の最寄り駅からのアクセス方法・時間、車におけるアクセスルート等

(2) 近隣における各種施設の整備状況ならびにこれら施設との連携の可能性

- ・博物館や資料館、商業施設、公園等の各種施設が近隣にどの程度整備されており、集客上、それらとの相乗効果がどの程度期待できるかについて記述すること。
- ・これら各種施設との連携の可能性について記述すること。

10. 引取りから供用開始までのスケジュールについて

(1) 引取り予定年月日

・平成22年3月末までの予定日を記述すること。

(2) 改造工事時期

(3) その他所要計画時期

(4) 供用開始予定年月

・原則として、売払い契約締結後2年以内の期日を検討し、記載すること。

1.1. 本計画の提出者について

(1) 提出責任者名、連絡担当者、

- ・必ず連絡の取れる者を記載すること。
- ・連絡先には電話番号、ファックス番号のほか、電子メールのアドレスを記載すること。

企業・団体名：

提出責任者名：

所属（部署等名）：

役職：

所在地：〒

連絡担当者

（企業・団体、所属、名前）：

TEL：

FAX：

E-mail：

(2) 連携協力する者

- ・連携協力する者がある場合は、全ての関係者に関する（1）に係る事項を記載すること。

企業・団体名：

連携協力者名：

所属（部署等名）：

役職：

所在地：〒

資金計画書

(単位:千円)

	科目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
収 入	前期繰越金	—					
	収入計						
支 出							
	支出計						
	繰越残高						

(単位:千円)

	科目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収 入	前期繰越金						
	収入計						
支 出							
	支出計						
	繰越残高						

※ 平成21年度(「しらせ」購入時)以降、供用準備期間(船舶修理・船内改造等に要する期間)を含めて作成してください。

※ 供用開始後、3年ごとに区分しつつ、10年間作成してください。(上記「資金計画書」は、平成23年度供用開始を前提に、3年ごとに区分してあります。適宜修正してください。)

※ 収入及び支出の科目名はそれぞれ運営の特質等に合わせ記入してください。また、科目欄は必要に応じて追加等してください。(参考までに一般的な科目名を以下に例示します。)

収入： 自己資金、借入金、寄附金受入、入場料収入 など

支出： 「しらせ」取得費、改修工事費、設備費、人件費、事業費、委託費、借入償還金 など

利用計画の概要

申請者名		
所在地	都・道・府・県	市・町・村
利用目的・方法の概要		

- ※ 本資料の内容は、利用計画書の提出締切り後、基本的に原文のまま公表予定です。
- ※ 「申請者名」には、当該計画に責任を持つ団体等名を記入してください。
- ※ 「所在地」には、上記団体等が所在する都道府県名及び市町村名を記入してください。
- ※ 「利用目的・方法の概要」には、利用計画書の1.の内容を簡潔かつわかりやすく記述してください。